

発議第 2 号

備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行
わないことを求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政
庁に提出するものとする。

令和8年9月9日 提出

提出者	江差町議会議員	塚 本 眞
〃	〃	小 野 寺 眞

賛成者	江差町議会議員	飯 田 隆 一
〃	〃	小 梅 洋 子
〃	〃	西 海 谷 望
〃	〃	出 崎 太 郎
〃	〃	大 門 和 幸
〃	〃	池 内 卓 也

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水
産大臣

備蓄米水準の早期回復を求め、生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないことを

求める意見書

2023年産米の米不足から始まった価格高騰で、政府は59万トンの備蓄米を放出し、また20万トンの外国産米輸入、20万トン枠の2025年産備蓄米買い入れ中止、飼料米・加工米から主食米への転換、消費量の減少、作況102による生産増などで米の在庫が増えたことにより、2026年産米概算金は大幅下落し、米作り農家の経営が悪化し、地域経済にも多大な影響を受けることは明らかです。

国が、主食米の生産と供給、地域経済の一端を担う米作り農家の減少を止めるための対策をとることが必要です。

北海道産ジャガイモは国内生産の約8割を占め、北海道畑作の輪作体系の重要な作物です。一方で種芋不足、高齢化、高収益作物への転換などの理由でジャガイモの作付けが減少し、生食用ジャガイモが不足対策が求められてきました。

今日まで植物防疫法で生食用ジャガイモの輸入は事実上禁止されていましたが、アメリカは生食用ジャガイモの輸入解禁を求めてきています。外来のジャガイモシストセンチュウによる作付制限は、外来病害虫が多大な被害を日本農業に与えることを示しています。生食用ジャガイモの輸入は解禁すべきではありません。

北海道農業を守るために次のことを要望いたします。

記

- 1 備蓄米の買い戻し、買い入れで備蓄水準を早急に回復し、米価下落を防ぎ米作り農家の経営を守ること。
- 2 米の再生産を可能とする所得補償・価格保障を行うこと。
- 3 生食用ジャガイモの輸入解禁を行わないこと。
- 4 生食用ジャガイモの生産支援として所得補償・価格保障を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和8年9月9日

江差町議会議長 萩原 徹